

(シンガポール知的財産庁により公表された救済措置の仮訳)

**2011年3月11日発生の
日本における地震と津波**

シンガポール知的財産庁は、この時期におきまして、日本の皆さまに対して心からのお見舞いのご支援を表明いたします。

期限延長の件につきましては、当庁の特許・商標・意匠の各法律および規則中に様々な既存条項があります。当庁といたしましては当方支援立法の許容範囲内におきまして、被災された出願者の皆さまをご支援すべく最善を尽くす所存です。

以下に記載の当庁知財法へアクセスすることで参照できます。

期限延長に関する当庁条項例は、以下に示すとおりです：

特許 特許規則108 (1), (3) 又は (4)

商標 商標規則24 (2A), 50A (3), 53 (3A) 又は 55 (5A)

意匠 登録意匠規則35A (3) 又は 37 (3A)

上記条項はほんの一例であり、リストは全例を網羅するものではないこと、ご承知おき下さい。当該リストに関し、質問・不明点のお問い合わせ等ありましたら、本リンク宛にEメールをお送り頂くか、又は、以下の担当職員宛にご連絡を頂ければと存じます：

登記／部門	担当官	連絡電話番号
特許	Ms Sandra Lynn Merinda	6330 2752
	Ms Huang Qinyi	6331 6558
商標	Ms Foo Wee Ying	6330 8635
意匠	Ms Maslina Malik	6330 2737
	Ms Noridah Jamaluddin	6330 2738
聴聞／調停部門	Ms Pearlyn Yap Phui Ling	6331 6578